

ハートがたくさんの村づくり

差別のない、人への思いやりを大切にする、
明るい南阿蘇村をつくりましょう。



人権とはなんですか？

人権とは「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持っている権利」であって、だれにとっても大切なもの、日常の思いやりの心によって守られなければならないものです。今回も、「新型コロナウイルス感染症に関連した偏見や差別」についてお伝えします。



○新型コロナウイルス感染症に関連した偏見や差別について

国内での新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、不安や偏見により、感染者やその家族等への誹謗中傷やいじめ、差別的な対応といった人権侵害が起きています。

感染症の治療にあたった医療関係者が職場で「ばい菌」扱いされる、子どもが保育園への登園自粛を求められる、家族が勤め先から出勤を見合わせるよう指示を受けるなどの報道がされています。

また、学生の感染を公表した大学の在学生が近隣の飲食店から入店を断られる、東京などを行き来している長距離トラック運転手の子どもが、学校から自宅待機を求められるといった事案も発生しています。

わたしたちは、目に見えないウイルスや経験したことのない感染症に不安やおそれを感じ遠ざけたいという心理から、感染症に関わる人を避けようとするなど、差別的な行動を取ってしまうことがあります。

さらに、こうした行動は、自分自身の感染が疑われる場合であっても、差別をおそれ受診をためらうことにつながり、結果的に感染が拡大するという負の連鎖を引き起こしかねません。

偏見や差別的な言動に同調せず、

確かな情報に基づいた冷静な行動を心がけましょう。
新型コロナウイルス感染症に関する情報はこちら



首相官邸ホームページ
<https://www.kantei.go.jp>

○新型コロナウイルス感染症に関連した人権侵害で困ったときは？

差別や虐待、パワーハラスメントなど、様々な人権問題についての相談を受け付ける相談電話（みんなの人権110番）があります。

電話は、おかけになった場所の最寄りの法務局・地方法務局につながります。相談は、法務局職員または人権擁護委員がお受けします。秘密は厳守されます。

〈問い合わせ〉
みんなの人権110番
Tel 0570(003)1110
法務局の窓口において、面接による相談も受け付けています。

〈問い合わせ〉
熊本地方法務局阿蘇大津支局
Tel 096(293)2272
平日午前8時30分から
午後5時15分まで

子どもの人権110番 そうだんしたい子どもへ

がっこうで「いじめ」をうけて、がっこうにいきたくない、おやからぎやくたいされている、でもせんせいやおやにはいえない…。だれにそうだんしていいか、わからない…。

もしも、そんなくるしみをかかえていたら、ひとりではなやまずに、ほうむきよくに、おでんわください。ほうむきよくのしよくいん、または、じんけんようごいいんが、みなさんのおはなしをきいて、どうしたらいいか、いっしょにかんがえます。

そうだんはむりよう、そうだんないようのひみつは、まもられます。
子どもの人権110番(むりよう)
Tel 0120・007・110

村民みんなで「ハートがたくさん村」をつくりましょう。

総務課 人権政策係

